

函館市活性化総合戦略と 函館市まち・ひと・しごと創生推進会議について

「函館市活性化総合戦略」は、地方の活性化と東京圏への人口集中是正を目的とした「まち・ひと・しごと創生法」に基づく法定計画です。

地方創生の趣旨

東京一極集中を食い止め、地方に住む人々が、自らの地域の未来に希望を持ち、個性豊かで潤いのある生活を送ることができる地域社会を形成することが目的です。



このような状況を打開するため、
以下を一体的に推進

ひと	しごと
地域社会を担う個性豊かで多様な人材の確保	地域における魅力ある多様な就業の機会の創出
まち	
国民一人一人が夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を安心して営める地域社会の形成	

※出典：内閣府資料 ほか

将来にわたって活力ある日本社会を維持するため、それぞれの地域で「まち・ひと・しごと」の創生に取り組むことが地方創生法の目的です。

人口減少や少子高齢化社会に対応すべく、持続可能な地域社会の形成・結婚・子育て・定住、雇用等に関してフォーカスしたものが本計画の趣旨です。

まち・ひと・しごと創生法

第1条(目的)

この法律は、我が国における急速な少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、

将来にわたって活力ある日本社会を維持していくためには、

国民一人一人が夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を安心して営むことができる地域社会の形成、

地域社会を担う個性豊かで多様な人材の確保

及び

地域における魅力ある多様な就業の機会の創出

を一体的に推進すること(以下「まち・ひと・しごと創生」という。)が重要となっていることに鑑み、

まち・ひと・しごと創生について、基本理念、国等の責務、政府が講ずべきまち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための計画(以下「まち・ひと・しごと創生総合戦略」という。)の作成等について定めるとともに、まち・ひと・しごと創生本部を設置することにより、まち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施することを目的とする。

第2条(基本理念)

- 一 国民が個性豊かで魅力ある地域社会において潤いのある豊かな生活を営むことができるよう、それぞれの地域の実情に応じて環境の整備を図ること。
- 二 日常生活及び社会生活を営む基盤となるサービスについて、その需要及び供給を長期的に見通しつつ、かつ、地域における住民の負担の程度を考慮して、事業者及び地域住民の理解と協力を得ながら、現在及び将来におけるその提供の確保を図ること。
- 三 結婚や出産は個人の決定に基づくものであることを基本としつつ、結婚、出産又は育児についての希望を持つことができる社会が形成されるよう環境の整備を図ること。
- 四 仕事と生活の調和を図ることができるよう環境の整備を図ること。
- 五 地域の特性を生かした創業の促進や事業活動の活性化により、魅力ある就業の機会の創出を図ること。
- 六 前各号に掲げる事項が行われるに当たっては、地域の実情に応じ、地方公共団体相互の連携協力による効率的かつ効果的な行政運営の確保を図ること。
- 七 前各号に掲げる事項が行われるに当たっては、国、地方公共団体及び事業者が相互に連携を図りながら協力するよう努めること。

地方自治体は、国の総合戦略を勘案し、地域の実情に応じた基本的方向や施策実施事項を盛り込んだ総合戦略を策定する必要があります。

都道府県の計画が先行して策定されている場合は、都道府県計画を勘案し、市町村計画の策定を進めていきます。

第9条(都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略)

都道府県は、まち・ひと・しごと創生総合戦略を勘案して、当該都道府県の区域の実情に応じたまち・ひと・しごと創生に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略」という。)を定めるよう努めなければならない。

2 都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関する目標

二 都道府県の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関し、都道府県が**講ずべき施策に関する基本的方向**

三 前二号に掲げるもののほか、都道府県の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関し、都道府県が**講ずべき施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項**

3 都道府県は、都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。

第10条(市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略)

市町村(特別区を含む。以下この条において同じ。)は、まち・ひと・しごと創生総合戦略(都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略が定められているときは、まち・ひと・しごと創生総合戦略及び都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略)を勘案して、当該市町村の区域の実情に応じたまち・ひと・しごと創生に関する施策についての基本的な計画(次項及び第三項において「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」という。)を定めるよう努めなければならない。

2 市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

一 市町村の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関する目標

二 市町村の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関し、市町村が**講ずべき施策に関する基本的方向**

三 前二号に掲げるもののほか、市町村の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関し、市町村が**講ずべき施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項**

3 市町村は、市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。

地方版総合戦略に位置づけられた事業に対しては、国からの財政支援、税制支援を受けられる場合があります。

地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)、新しい地方経済・生活環境創生交付金は、活用することで、地方創生の取組を加速化・深化することを目的とした支援です。

企業版ふるさと納税

地方公共団体が行う地方創生の取組に対する企業の寄附について法人関係税を税額控除
※ 令和7年度税制改正において、制度改善策を講じることを前提に、適用期限を3年間(令和9年度まで)延長

制度のポイント

- 企業が寄附しやすいよう、
 - 損金算入による軽減効果に税額控除による軽減効果を上乗せ
 - 寄附額の下限は10万円と低めに設定
- 寄附企業への経済的な見返りは禁止
 - ※ 地方公共団体のホームページ・広報誌等による寄附企業名の紹介や、公正なプロセスを経た地方公共団体との契約などは問題ありません。(Q&A等参照)
- 寄附額は事業費の範囲内とすることが必要
 - ※ 以下の地方公共団体は対象外。
 - ① 不交付団体である東京都
 - ② 不交付団体で三大都市圏の既成市街地等に所在する市区町村
 - ※ 本社が所在する地方公共団体への寄附は対象外。

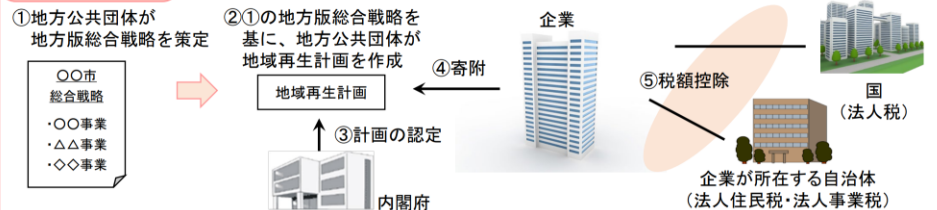
寄附額の計算と税額控除

通常の寄附 → 損金算入(約3割) → 寄附額 → 寄附額(最大3割) → R2年度～拡充(税額控除最大3割) → 企業負担(約1割)

例) 1,000万円寄附すると、最大約900万円の法人関係税が軽減。

① 法人住民税 寄附額の4割を税額控除。
(法人住民税法人税割額の20%が上限)
② 法人税 法人住民税で4割に達しない場合、その残額を税額控除。
ただし、寄附額の1割を限度。(法人税額の5%が上限)
③ 法人事業税 寄附額の2割を税額控除。(法人事業税額の20%が上限)

活用の流れ



◆ 地域再生計画の認定を受けた地方公共団体の数: 46道府県1,491市町村(令和7年4月1日時点)

新しい地方経済・生活環境創生交付金

第2世代交付金

地方がそれぞれの特性に応じた発展を遂げることができるよう、日本経済成長の起爆剤としての大規模な地方創生策を講ずるため、地方公共団体の自主性と創意工夫に基づく、地域の多様な主体の参画を通じた地方創生に資する地域の独自の取組を、計画から実施まで強力に後押し。



デジタル実装型

デジタル技術を活用した地域の課題解決や魅力向上に資する取組を支援



地域防災緊急整備型

避難所の生活環境を抜本的に改善するため、地方公共団体の先進的な防災の取組を支援

地域産業構造転換インフラ整備推進型

半導体等の戦略分野における国家プロジェクトの産業拠点整備等に必要となる関連インフラの整備を機動的かつ追加的に支援

※出典: 内閣府資料 ほか

「函館市活性化総合戦略」は、本市の最上位計画である「函館市基本構想」の実施計画を兼ねています。

基本構想は、人口減少が避けられない状況の中、持続的发展をめざすため、市民、企業、団体、行政といったあらゆる主体が一体となって取り組むべきまちづくりの視点として策定されました。
総合戦略は、基本構想で掲げるまちを具現化するための具体的な取組を登載する「実施計画」としても位置づけられます。

函館市総合計画

- ・「函館市自治基本条例」に基づく本市のまちづくりの最上位計画
- ・「基本構想」と「実施計画」で構成され、総合的かつ体系的にまちづくりを進めるための計画

函館市基本構想(2017.4～2027.3, 10年) ※今年度より、新計画策定作業中

- ・まちづくりに取り組んでいくための指針として、めざすべきまちの将来像とその実現に向けた基本的な方向性や目標などを明示

(函館市自治基本条例)第17条(総合計画)市長等は、将来を見据えた、総合的で計画的な行政運営を図るため、総合計画(議会の議決を経て定める基本構想ならびにその実現を図るための基本的な計画および実施に関する計画をいいます。以下この条および第19条第3項において同じ。)を策定しなければなりません。

基本構想実施計画

- ・基本構想で定める将来像の実現に向け、優先的・重点的に取り組む具体的な事業等を明示

第3期活性化総合戦略(2025.4～2030.3, 5年)

- ・まち・ひと・しごと創生法に基づく法定計画(努力義務)であり、人口ビジョンの現状分析等を踏まえた、人口減少対策のための基本的な計画
- ・基本目標や施策についてKPIを設定し、外部会議による評価を実施

人口減少対策(本部会議)

- ・本市にとっての最重要課題である人口減少を最小限に食い止めるため、市が一体となり取り組む体制を構築

市

デジタル変革推進ビジョン

(2024.4～)

デジタル技術を活用して、社会課題解決や地域活性化を図るための基本的な方向性を示す

反映

考慮

国

地方創生2.0基本構想 (2025.6.13閣議決定)

「強い」経済と「豊かな」生活環境を更に発展させ、その基盤の上に、都市も地方も、そして性別や世代を問わず、楽しく、安心・安全に暮らせる持続可能な社会を創っていくための取組方針等を示す

デジタル田園都市 国家構想総合戦略 (2023.4～2028.3, 5年)

- ・まち・ひと・しごと創生法に基づく、国の総合戦略
- ・施策の方向性、必要な施策、ロードマップ等を示す

まち・ひと・しごと 創生長期ビジョン (2019.12改訂)

日本の人口の現状と見通し、長期的展望等を示す

市

函館市人口ビジョン (2025.3改訂)

- ・地方版総合戦略において施策を立案する上での重要な基礎となる指針

反映

「函館市活性化総合戦略」は、まちづくりを進めるにあたっての具体的な取組を登載する計画です。

人口減少のスピードを少しでも緩やかにするとともに、誰もがいつまでも暮らし続けたい、再び訪れたいと思うまちづくりを、総合的かつ計画的に推進するための計画です。
基本目標やKPI(重要業績評価指標)を設定し、進捗状況を管理しています。

第1期(2015-2019)

- 基本目標1 経済を元気にする
(7施策・11KPI)
- 基本目標2 子どもたちと若者の未来を拓く
(7施策・9KPI)
- 基本目標3 市民の安全・安心を守る
(3施策・4KPI)
- 基本目標4 まちの魅力をさらに高める
(6施策・9KPI)
- 基本目標5 広域連携を強化する
(1施策・1KPI)

まち・ひと・しごと創生推進会議による評価
→ 数値目標やKPIの達成に有効であったといえる

第2期(2020-2024)

- 基本目標1 市民一人ひとりの幸せを大切にします
(7施策・11KPI)
- 基本目標2 函館の経済を支え強化します
(4施策・10KPI)
- 基本目標3 快適で魅力あるまちづくりを進めます
(8施策・11KPI)

まち・ひと・しごと創生推進会議による評価
→ 本日の議事(3)で実施

第3期(2025-2029)

- 基本目標1 結婚・出産の希望がかない、未来をひらくひとが育つまちをめざす
(6施策・12KPI)
- 基本目標2 働きがいのあるしごとの創出と地域経済の活性化をめざす
(5施策・15KPI)
- 基本目標3 いつまでも健康で充実した生活を送ることができるまちをめざす
(4施策・11KPI)
- 基本目標4 住むひと・訪れるひとにとって、魅力あるまちをめざす
(5施策・11KPI)

まち・ひと・しごと創生推進会議による評価
→ 来年度以降、本会議で評価を実施

「函館市まち・ひと・しごと創生推進会議」は、事業の進捗やその効果について、様々な立場から意見や助言をいただくための会議です。

産業、学識経験、金融機関、労働団体、報道機関、公募による市民などの関係者など、幅広い分野の方に委員に就任いただいております。

1. 目的

令和7年（2025年）3月に策定した「第3期函館市活性化総合戦略」の推進等にあたり、広く関係者の意見を反映させるため、函館市まち・ひと・しごと創生推進会議を設置する。

2. 委員構成（8名）

産）函館商工会議所、函館国際観光コンベンション協会
学）北海道教育大学函館校、はこだて未来大学
金）北洋銀行
労）連合北海道函館地区連合会
言）株式会社ニューメディア函館センター
民）公募委員1名

（参考）地方版総合戦略の策定・効果検証のための
手引き（内閣府）

地方版総合戦略の策定、改訂に当たっては、（中略）幅広い層の住民をはじめ、産業界・関係行政機関・教育機関・金融機関・労働団体・メディア・士業（産官学金労言士）等の多様な主体の参画を得るなど、地域の特性に応じた検討プロセスを経て策定を進めることが重要です。

3. 会議内容（年1～2回程度を想定）

- ・設定した目標値を基準に総合戦略を評価および検証
- ・評価および検証を踏まえた総合戦略の改訂